

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（一般に公正妥当な企業会計の基準）</p> <p>第一条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「規則」という。）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、令和二年三月三十一日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表一に掲げるものとする。</p>	<p>（一般に公正妥当な企業会計の基準）</p> <p>第一条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「規則」という。）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、令和元年十二月三十一日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表一に掲げるものとする。</p>

別表一（第一条関係）

号	数	表	題
〔略〕			
企業会計基準第24号	会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準		
企業会計基準第24号		会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準	会計基準

〔略〕	
<u>企業会計基準第31号</u>	会計上の見積りの開示に関する会計基準
	〔項を加える。〕

備考 表中の「」の記載は注記である。